

農村産業法に係る長野県基本計画の改訂について

平成 30 年 8 月 30 日 農政部

1 県基本計画の策定経過

昭和 46 年の法律制定以降、国の基本方針を踏まえ、県基本計画を策定・改訂。現行の県基本計画は平成 8 年に示された国の第 7 次基本方針に併せ、平成 9 年に改訂したもの。

国基本方針策定（改訂）年度等			県基本計画策定 （改訂）年度	備考
策定年度等	目標年度			
第 1 次基本方針	昭和 46 年 11 月	昭和 50 年度	昭和 47 年 6 月	対象業種は工業のみ
第 2 次	昭和 51 年 9 月	昭和 55 年度	昭和 52 年 11 月	
第 3 次	昭和 56 年 8 月	昭和 60 年度	昭和 57 年 11 月	
第 4 次	昭和 62 年 3 月	昭和 65 年度	昭和 63 年 6 月	
第 5 次	昭和 63 年 8 月	昭和 65 年度	平成元年 4 月	卸売業等 4 業種追加
第 6 次	平成 3 年 6 月	平成 7 年度	平成 5 年 6 月	
第 7 次	平成 8 年 6 月	平成 12 年度	平成 9 年 9 月	
今回	平成 29 年 8 月	平成 33 年度	平成 30 年 12 月 (予定)	対象業種の限定廃止

2 県基本計画の改訂について

(1) 県基本計画の主な改訂内容

- 導入業種（工業等 5 業種）の限定廃止に伴い、導入すべき業種を県基本計画に位置付け
- 現行計画の策定から約 20 年が経過していることから、国の基本方針やガイドラインの内容や社会情勢の変化等を踏まえ、記載内容を見直し
- 優良農地の確保の観点から、産業の導入に伴う施設用地と農用地等との調整方針を明記 等

(2) 県基本計画に位置付ける業種の選定に当たっての留意点

- 国のガイドラインでは、県が市町村にヒアリングを行い、産業導入地区の候補、規模等について、市町村と事業者間である程度、具体的に話が進んでいることを把握することとされた。
- 県では、実施計画の策定を希望する市町村に対して、平成 30 年 2 月からヒアリングを実施。
- ヒアリングの実施結果は以下のとおり。

導入を希望する業種※	実施計画策定を希望する市町村数	基本計画への位置付け
工業等 5 業種	6	引き続き位置付け (農工法で認められていた業種)
農業（農業用施設の整備を伴うもの）	1	今回新たに位置付け
各種商品小売業	1	
織物・衣服・身の回り品小売業		
飲食料品小売業		
その他の小売業		
飲食店	1	
電気業（太陽光発電所を除く）		

※業種名は総務省刊行の「日本標準産業分類」の中分類を記載

3 県基本計画（素案）の概要

第1 計画策定の基本的考え方

- 「第3期長野県食と農業農村振興計画」の施策の基本方向を踏まえ、中核的経営体の規模拡大や多様な農業経営体の確保、6次産業化等の『産業としての農業』の取組、「おいしい信州ふード」や「地消地産」等の『消費者が求める食』の取組、多面的機能の維持・保全や、農村コミュニティの維持等の『暮らしの場としての農村』の取組に即して、市町村が定める実施計画に基づき、農村地域への産業の導入を図る。
- 土地利用に関する計画における農村振興の方向を踏まえ、地域社会や産業との協調、環境の保全、農村地域の景観等に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。
- 産業の導入に伴う労働力については、担い手への農地集積・集約化や「人・農地プラン」の方向性に十分配慮し、農業従事者のほか、中高年齢者や女性の就業機会の拡大、新規学卒者及びU I J ターン希望者等の就業促進による若年層の定着化を図る。また、産業の導入にあわせ、担い手への農地の集積・集約化などの農業構造の改善を図る。
- 国土利用計画や都市計画、農業振興計画など土地利用に係る諸制度との調和と連携を図るとともに、優良農地の確保に十分配慮する。

第2 導入すべき産業の業種及びその他農村地域への産業の導入の目標

〔旧農工法から引き続き基本計画に位置づける工業等5業種〕

○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

既に市町村の実施計画に記載されている業種であり、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、農業と関連した食品製造業や農業関係機械の生産、資材の円滑な流通等にも寄与していることから、引き続き選定する。

〔今回新たに基本計画に位置付ける業種〕

ヒアリングの結果、市町村と事業者間で導入地区の候補、規模等の調整が進められていることが確認された以下の業種を新たに位置付ける。

○農業（農業用施設の整備を伴うもの）・・・農福連携に取り組む企業の農業用の作業所を想定

農業用施設の整備により、安定した農業経営や農業の生産性の向上、障がい者の方が農業に取り組みやすい環境を整備することによる多様な担い手の確保が期待されることから、今回、新たに選定する。

○各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、飲食店

第3次産業への就業により雇用効果が高く見込まれること、また農業の6次産業化への取組につながることも期待されることから、今回、新たに選定する。

○電気業（太陽光発電所を除く）・・・木質バイオマス発電施設を想定

産業の導入により地域資源の有効活用と農村地域の活性化、持続的な発展につながるが見込まれることから、今回、新たに選定する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入産業への労働力需要について、担い手の確保・育成に十分配慮しつつ、農業以外の産業への就業を希望する中高年齢者層や女性の就業の円滑化、また、新規学卒者やU I J ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「第3期長野県食と農業農村振興計画」の施策の方向性、また、農業経営基盤強化促進法に係る基本構想、「人・農地プラン」の内容にも留意し、産業の導入とあわせ、農地の集約・集約化による農業構造の改善に努める。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区は遊休化している既存の工業団地など、農用地区域外に設定することを優先する。やむを得ず農用地を含める場合には、以下（1）～（5）の項目に基づき、事前に市町村並びに農業委員会において調整を行った上で、県担当部局と協議を行う。

- （1） 農用地区域外での開発を優先すること
- （2） 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと
- （3） 面積規模が最小限であること
- （4） 面的整備（区画整理、農用地の造成など）を実施した農用地（8年未経過）を含めないこと
- （5） 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

地域全体の産業の立地状況等を踏まえ、産業の導入にあたり必要な用地や道路等の整備、技術者の確保、関連企業との交流・連携や生活基盤を始めとする定住条件の整備が図られるよう努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

市町村と連携して地域の労働力需給の調整を図るとともに、導入される企業の雇用情報の収集及び提供、職業紹介の充実、職業能力開発等を推進する。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

「人・農地プラン」の内容を踏まえ、農地中間管理機構の活用等を通じて、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農地の大区画化や排水改良等、必要な農業生産基盤の整備等を推進する。

第9 その他必要な事項

4 今後のスケジュール（予定）について

8月30日（木）	「長野県食と農業農村振興審議会」への諮問、意見聴取
9月	パブリックコメントの実施、市町村への意見聴取
10月上旬	県基本計画（素案）の修正 → 各委員に送付
10月中旬	「長野県食と農業農村振興審議会」からの答申
10月下旬	県基本計画（素案）に係る国への事前協議
11月	〃（案）に係る国への本協議
12月	県基本計画の策定（国からの同意）